# 川崎市立藤崎小学校いじめ防止基本方針

#### 1 令和6年度 学校経営計画

- · 教育関係法令
- ·小学校学習指導要領
- かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- · 夢教育 2 1 推進事業

## 学校教育目標

- ① すすんで学び、よく考え表現する子
- ② 心豊かで、やさしく思いやりのある子
- ③ 心身ともに健康で、たくましい子

## 学校経営方針

- ・主体的な学びを目指した質の高い学びの推進
- ・人権と多様性を大切にした教育活動を通した豊かな人間性の育成
- ・安全安心して学べる学校環境の構築
- ・社会に開かれた学校の推進

## めざす学校像

安心して楽しく学べる学校 自分友達も大切にできる子

## 中期学校経営目標(5年目標) → 学校経営の4つの評価領域

自分の考えを深め表現する	お互いの良さを認め合う	健康で安全で楽しく生活する	地域と共に歩む
<ul><li>○友達と共に考え、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業の推進</li><li>○学んだことを生活や次の学びに生かす力の育成</li><li>○問題解決能力をつけ、未知の状況にも対応できる力の育成</li></ul>	○全教職員による、「いじめは 絶対許さない」という学校環 境の構築 ○人権教育を基盤とし、互い に尊重し合える豊かな人間 形成の育成 ○自分の良さを知り、自己肯 定感を育む教育活動の推進	<ul><li>○特別活動等主体的な活動を通した、創造性と責任感の育成</li><li>○食事・睡眠・運動の大切さを知り、自ら実践する態度の育成</li><li>○防災防犯教育の計画推進</li></ul>	○学校教育の成果や課題の 共有 ○地域環境や人材を生かし たカリキュラムの推進 ○地域の一員としての自覚 をもち社会に貢献できる 力の育成

#### 短期学校経営目標(今年度の重点目標)

○ユニバーサルデザイン ○学び合いを通した豊かな表 ○共有するための言語能 ○きめ細やかな情報公開 現力の育成の研究 力と共感できる柔軟な に配慮した環境づくり ○地域の教育力を生かし ○指導要領の理念に基づいた 心情の育成 ○学校のきまりの意味の たカリキュラムの推進 授業の展開 ○支援級、国際級の教育 明確化 ○学校評価による PDCA サ ○教育課題の充実 活動の充実 ○防災・防犯止対策の強 イクルの構築

#### 重点に係る具体的な取り組み

○対話を通した問題解決 ○いじめを発見する教職員 ○支援教育コーディネー ○ホームページの積極 を目指した校内研究の の意識の向上 ターを中心とした教育 的な更新 充実 ○外国にルーツのある児童 相談の充実 ○地域素材や人材との ○GIGA 端末の効果的な ○「藤っ子のやくそく」 や LGBTQ に対するきめ細 積極的な関わり 活用 やかな指導 に基づいた統一した指 ○学校評価の実施 導

#### 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す 定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負う ことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するもので す。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、 早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

#### 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

#### 4 学校が実施する取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

## ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

## ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは 教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、 児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開い ているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童 生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動など を工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを 身につけさせます。

### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。 児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめ を抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高 めていきます。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や 指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

#### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議(以下、「対策会議」という)は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的(いじめを認知した場合には状況に応じて)に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面から的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議(以下「ケース会議」という)を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

#### ② いじめられた児童生徒への支援

- ●もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- ●児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- ●心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

## ③ いじめた児童生徒への指導

- ●よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- ●いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- ●いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

## ④ 周囲の児童生徒への指導

●はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。

- ●いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立て を指導します。
- ●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- ●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と 対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- ●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

#### 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めると き。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある と認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して 行われるいじめにあることを意味します。

- ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着 目して判断します。例えば、
- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

## (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、 どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題 があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明 確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

### 6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

#### 【校内いじめ防止対策会議の構成】

全職員

### 【いじめ対策委員会】

校長 教頭 総括教諭 教務主任 支援教育コーディネーター 児童指導部主任 人権部部長

巡回カウンセラー(必要に応じて)

スクールソーシャルワーカー(必要に応じて)

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・校長 教頭
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・支援教育コーディネーター 児童指導部主任 人権部部長
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・総括教諭 支援教育コーディネーター 人権部部長
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・支援教育コーディネーター 児童指導部主任 人権部部長
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・道徳主任
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・いじめ対策委員会

#### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・・・・・・・・・支援教育コーディネーター
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・教頭 支援教育コーディネーター 各担任
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・教頭 支援教育コーディネーター

### 【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会との連携・・・・・・・・・教務主任 児童会担当
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・教頭 総括教諭 教務主任
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・教頭 総括教諭 教務主任

#### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・校長 教頭 学警連担当
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・校長 教頭 支援教育コーディネーター
- ・区役所 (大師支所)・・・・・・・・校長 教頭 支援教育コーディネーター

## 7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画の例

月	活 動 内 容(校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)			
4	・基本方針・重点目標の確認			
	・構成員の確認・役割分担			
	・年間指導計画確認			
	・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての確認			
	・第1回効果測定実施			
	・第1回効果測定結果を受けての対応について(各学年)			
	・学校説明会にて情報共有			
5	・学校生活アンケート実施に向けた内容検討(児童指導部会)			
	・人権に関わる授業実践の内容検討			
	・LGBTQ に向けた取組「藤崎 LGBTQ プラン(F プラン)」について			
6	・第1回学校生活アンケート実施及び集約と対策(各学年)			
	・かわさき共生*共育プログラムの取組について			
	・【児童生徒指導点検強化月間】の取組			
	・第1回学校評価アンケート実施に向けた内容検討			
	・教育相談週間の実施			
	・KDDI による SNS 教室実施(携帯、スマートフォン、オンラインゲーム等について) ・生活目標強化月間→生活委員会による「ことばづかい」キャンペーン(仮称)			
7	・主治自信強化月间マ主治安員去による「ことはりがい」キャクベーク(放例) ・第1回学校教育推進会議			
	・夏休み期間中の対応確認			
	・SOSの出し方教育の実施			
	・第1回学校評価アンケート実施			
8	・Fプラン指導案検討(各学年)			
9	・Fプラン実施に向けた内容検討(人権部会)			
	・第2回効果測定実施			
	・第2回効果測定結果を受けての対応について			
	・教育相談週間の実施			
10	・Fプラン実施(各学年)			
11	・第2回学校教育推進会議			
	・人権週間と人権尊重教育の取り組み			
	・第2回学校生活アンケート実施及び集約と対策			
12	・教育相談週間の実施			
	・学校評価アンケート実施に向けた内容検討			
	・第2回学校評価アンケートの実施			
1	・学校評価アンケート結果を受けての対応について			
2	・第3回効果測定実施			
	・第3回効果測定結果を受けての対応について			
	・第3回学校教育推進会議			
	・【学校体制振り返り月間】の取組			
	・今年度の反省→学校評価への反映			
	・学校報告会にて情報共有(学校評価アンケート結果及び今年度の成果と課題について)			
3	・来年度に向けてのいじめ防止基本方針の見直し			

# ◎本校のいじめ防止に向けた取組

## 児童の主体的な取組



# J

## 〔自主的な企画・運営〕

- ・生活委員会を中心とした児童によるあいさつ運動
- ・学級活動を通してのいじめ防止に関する話し合い
- ・全校集会でのアイデア委員、生活委員会の啓蒙活動

## 〔交流活動の活性化〕

- ・年間を通した縦割り活動の実施(なかよし班活動)
- ・きらきらタイムによる異学年交流
- ・委員会活動による地域との交流(フラワー委員会による花いっぱい運動)
- ・小中連携活動(中学校区の6年生と中学生による交流、学校案内)
- ・幼保小連携活動(近隣幼稚園や保育園と1年生による交流、学校案内)
- ・学校教育推進会議や子ども会議などへの参加
- ・町内会・子ども会など地域行事への参加(大師サマーウォークラリーなど)

## 〔啓発活動〕

- ・生活委員会を中心にしたいじめ撲滅キャンペーン(仮称)の実施
- ・代表委員会によるスローガンの設定・掲示

## 児童からの情報収集

- ・学校生活アンケート
- ・学校評価アンケート

## 教育課程の活動

・藤崎プラン(Fプラン) 子どもの権利 LGBTQ SOSの出し方教育

藤崎小学校では、学級活動、児童会活動、なかよし 班活動などを通して主体性

を育みながら、子ども同士 のよりよい人間関係の基礎

を築いています。

## 保護者の取組(PTA活動)

- ・広報紙での児童の活動や取り組みの紹介
- ・朝のあいさつ運動
- ・学校行事への協力
- ・図書ボランティアによる本の読み聞かせ活動
- ・ふれあいフェスタの企画・運営

## 地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・学校行事への協力
- 学校運営協議会の運用

### - 7 -